

指定基準及び指定申請書一覧表

第1表

基準	個人の場合		法人の場合		備考	
所在が確認できること	1	住民票		代表者の住民票		
		印鑑証明書				
	2			定款の写し	いずれか添付	
				商業登記簿謄本		
			履歴事項証明書			
3	いずれか添付	固定資産税評価証明書		固定資産税評価証明書	営業所についていずれか添付	
		不動産登記簿謄本		不動産登記簿謄本		
		全部事項証明書		全部事項証明書		
		土地建物の賃借契約書の写し		土地建物の賃借契約書の写し		
岡山県内に営業店舗があること	4	平面図	(様式第2号)	平面図	(様式第2号)	1 店舗は営業に適する事務所であり、指定工事店証(新規指定時は除く)を掲げていること。 2 店舗には電話、机等の設備が備わっていること。 外観・看板又は入口付近・事務所内部(机・椅子・電話)・指定工事店証の掲載 ※更新時には、名称が確認できる看板等の写真を添付すること。
		付近見取り図	(様式第2号)	付近見取り図	(様式第2号)	
	添付書類(写真)			添付書類(写真)		
工事施工に必要な機械器具を有していること	5	機械器具調書	(様式第3号)	機械器具調書	(様式第3号)	1 第2表に掲げる機械器具を所有しその置場があり、敷地周辺に第三者が立ち入りできない構造を有していること。 2 配管材料、便器等の保管に適した置場があり、敷地周辺に第三者が立ち入りできない構造を有していること。
		添付書類(写真)	(配管材料, 倉庫外観, 倉庫内部)	添付書類(写真)	(配管材料, 倉庫外観, 倉庫内部)	
責任技術者が1人以上専属していること	6	責任技術者名簿	(様式第4号)	責任技術者名簿	(様式第4号)	1 責任技術者名簿及び責任技術者証の写し 2 専属する責任技術者の雇用関係を証する書類
		責任技術者証(表, 裏面)の写し		責任技術者証(表, 裏面)の写し		
		各種健康保険被保険者証の写し ※国民健康保険被保険者証の写しを除く	いずれか添付 ※本人が責任技術者である場合は, 専属確認の書類は不要	各種健康保険被保険者証の写し ※国民健康保険被保険者証の写しを除く	いずれか添付	
		確認済の被保険者標準報酬決定通知書の写し		確認済の被保険者標準報酬決定通知書の写し		
給与支給状況及び所得税源泉徴収状況(賃金台帳及び源泉徴収簿あるいは所得税納付額領収書等)		給与支給状況及び所得税源泉徴収状況(賃金台帳及び源泉徴収簿あるいは所得税納付額領収書等)				
市町村税の納税証明書等の提出	7	前年度の納税証明書	いずれか添付	前年度の納税証明書(代表者個人及び法人)	いずれか添付	所在する市町村のすべての税目 例(個人市民税, 固定資産税, 軽自動車税, 国民健康保険税等)
		前年度の完納証明書		前年度の完納証明書(代表者個人及び法人)		
身分証明・誓約書	8	身分証明書		代表者の身分証明書		1 成年被後見人, 被保佐人, 破産者であって復権していない 2 工事店の指定取消してから2年を経過していない法人の代表者は, 個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない 3 責任技術者の登録を取消されてから2年を経過していない 4 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
		本人が該当しないこと	(様式第5号)	代表者が該当しないこと	(様式第5号)	

注記

- この指定基準は、指定工事店規則を補完するために設けたもので県内の指定工事店を同一基準により、指定するため設けたものである。
- 店舗付住宅及び個人住宅でも指定の対象とする。(仮設店舗での新規指定は認めない。)
- 写真については、工事用の写真台帳を使用し、台帳の空欄に写真の内容を記載すること。
- 身分証明者は市(町村)長の発行する、成年被後見人若しくは、被保佐人又は破産者でないことを証する書類とする。

新規指定の業者は、申請時に手数料として10,000円が必要です。また、指定の更新の際には、更新手数料と10,000円が、書換え交付申請及び再交付申請に申請手数料が3,000円必要になります。